

## 【処分内容】

## 1. 指定確認検査機関

処分日 平成30年3月9日

処分権者 国土交通大臣

機関名 一般財団法人日本建築センター(国土交通大臣指定第1号)

処分内容 監督命令

確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成30年3月30日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

## 2. 建築基準適合判定資格者(確認検査員)

処分日 平成30年3月8日

処分権者 近畿地方整備局長

資格者名 菱田 公造(登録番号:第5837号)

処分内容 業務禁止10日(平成30年4月2日から平成30年4月11日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

## 【処分事由の概要】

愛知県内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の13の3第3項第2号の規定に基づく昭和45年建設省告示第1833号第1第3号の規定に適合しない(本件建築物の非常用エレベーターの乗降ロビーにおいて、外気に向かって開くことのできる窓の開口面積が不足している)ことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。